

施設利用に係る感染防止対策

屋内スポーツ施設

柔剣道道場

弓道場

各小・中・義務教育学校体育館

中学校武道場

感染防止対策	担当課
<ul style="list-style-type: none">・対策実施責任者を選任◆密集対策<ul style="list-style-type: none">・施設利用者（観客も含む）は、2 m目安の間隔を確保する。・上記の対策をした上で各施設ごとに利用者数の制限を設ける。（最大100名）◆密接対策<ul style="list-style-type: none">・受付にビニールシートを設置したり、パーテーション等によりできる限り施設利用者と施設管理者の対面場面を遮断したりする措置を講じる。・競技のうち柔道、レスリング、剣道、フェンシング、空手道、少林寺等では、常時至近距離で対面することを前提とした利用は認めない。◆密閉対策<ul style="list-style-type: none">・施設利用者は、30分に1回以上の換気を行う。◆衛生対策<ul style="list-style-type: none">・施設管理者は、チェックシートを用いて感染防止対策を確認する。・施設利用者や施設職員のマスク着用（競技中の競技者はこの限りでない。）を周知する。・入口等での手指消毒を行う。・利用後は、清掃及び共用の器具、机、いす等を消毒する。・施設利用者は、ゴミの持ち帰りを徹底する。◆その他の対策<ul style="list-style-type: none">・施設利用者は、利用時の注意事項を遵守し、利用者名簿（氏名、連絡先を記載）を作成のうえ、施設管理者へ提出する。・柔剣道道場、弓道場においては、岐阜県感染警戒QRシステムのQRコードを掲示	スポーツ推進課